

## 加古川市スポーツ・文化・コミュニティ施設販売等コーナー設置使用料要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、加古川市スポーツ・文化・コミュニティ施設（以下「施設」という。）の使用者の利便を図るため、施設において使用料及び利用料金の定めのない場所に販売等コーナーの設置を目的とした施設の使用に関し、加古川市行政財産の使用許可に関する使用料条例第8条の規定に基づき、必要な事項を定める。

### (施設の名称)

第2条 前条に規定する施設は、別表第1のとおりとする。

### (使用の条件)

第3条 販売等コーナーの設置を目的とした使用をする者は、大会等の専用使用日のみとし、あらかじめ大会主催者の承認を得なければならない。

### (使用の申請)

第4条 販売等コーナーを設置する目的で施設を使用しようとする者は、スポーツ・文化・コミュニティ施設販売等コーナー設置使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日の2週間前までに加古川市市民協働部スポーツ・文化課へ提出しなければならない。

### (販売品の制限)

第5条 販売品は、通常の見扱いによって腐食する食料品等又は危険性を伴うものであってはならない。

2 大会、イベント等で主催者の要望により食品を販売する場合は、あらかじめ関係機関への届出をしなければならない。

### (使用料)

第6条 使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

2 使用料は、申請受理後に発行する納付書で使用日の3日前までに納めることとし、納付後の返還はしないものとする。ただし、やむを得ない事由により施設の使用を中止した場合に、市長が返還することを相当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

### (使用の許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。

- (1) 設置の目的又は公共の利益に反するとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 設備および備品を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行う組織の利益になるおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があるとき。

2 使用の許可は、使用料の納付があった後、スポーツ・文化・コミュニティ施設販売等コーナー設置使用許可書（様式第2号）を交付する。

この場合、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第2項の許可を受けた者が、許可を受けた事項に違反したとき。

(2) 使用者が、偽りの申請又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(3) 自然災害その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上特に必要があると認められるとき。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は次の事項を守らなければならない。

(1) 販売品は、定価又は市価及び製品の原材料を明確にし、市価以下で販売のこと。

(2) 販売品は事後においてもその責任を負うこと。

(3) 使用時間は、施設の開場中とする。

(4) 使用者は使用の権利を他に譲渡し、又は他人に使用させてはならない。

(使用者の損害賠償責任)

第10条 使用者は、その責に帰する原因により、使用物件を含む物件の全部若しくは一部を滅失又は棄損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状に回復したときはこの限りではない。

(市長の損害賠償責任)

第11条 市長は、次の各号に該当するときは、賠償の責を負わないものとする。

(1) 第8条の規定により、使用の許可の取消又は停止を受けたことにより生じた損害

(2) 使用中における商品の盗難、破損等の損害

(3) 販売未収金

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

施設名称	所在地
加古川市立武道館	加古川市加古川町大野 1651 番地の 1
日岡山公園第 1 テニスコート	加古川市加古川町大野 1649 番地
日岡山公園第 2 テニスコート	加古川市加古川町大野 1561 番地の 1
日岡山公園グラウンド	加古川市加古川町大野 1711 番地
日岡山公園野球場	加古川市加古川町大野
長楽園グラウンド	加古川市志方町永室 851 番地
小柳公園テニスコート	加古川市加古川町北在家 2002 番地
浜の宮市民プール	加古川市尾上町口里 817 番地
加古川市立漕艇センター	加古川市上荘町井ノ口 361 番地の 3
加古川運動公園陸上競技場	加古川市西神吉町鼎 1050 番地
志方東公園テニスコート	加古川市志方町細工所 1138 番地の 22
加古川市立志方体育館	加古川市志方町志方町 176
加古川市立総合体育館	加古川市西神吉町鼎 1010 番地
加古川市立日岡山体育館	加古川市神野町日岡苑 25 番地
日岡山市民プール	加古川市神野町西之山 834 番地
加古川市民会館	加古川市加古川町北在家 2000 番地
加古川ウェルネスパーク	加古川市東神吉町天下原 370 番地
加古川総合文化センター	加古川市平岡町新在家 1224 番地の 7
加古川市立松風ギャラリー	加古川市野口町良野 1736 番地
加古川市ウォーキングセンター	加古川市上荘町見土呂 845 番地の 37
加古川市立屋内ゲートボール場すぱーく加古川	加古川市尾上町池田 1719 番地

別表第 2 (第 6 条関係)

種類	単位		金額
	数量	期間	
部屋の部分使用の場合	1 部屋	1 日	2,000 円
ロビー等を含めた部分使用の場合 (広告等の設置を含む)	10 m <sup>2</sup> 未満	1 日	1,000 円
	10 m <sup>2</sup> 以上	1 日	10 m <sup>2</sup> 未満毎に 1,000 円
屋外の場合 (広告等の設置を含む)	10 m <sup>2</sup> 未満	1 日	500 円
	10 m <sup>2</sup> 以上	1 日	10 m <sup>2</sup> 未満毎に 500 円